⑶　第11条第３号、第４号、第８号又は第９号に掲げる漁業を営む者の場合	（新設）
様式第十一（第十一条関係） （表略） 〔備考〕 １　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。 ２　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。 ３　※印を付した欄は、記載しないこと。	
⑷　第11条第５号に掲げる漁業を営む者の場合 （略）	⑶　第11条第３号に掲げる漁業を営む者の場合 （略）
⑸　第11条第６号又は第10号に掲げる漁業を営む者の場合 （表略） 〔備考〕 １　（略） ２　（略） ３　船舶の許可番号又は漁船登録番号の欄には、第11条第６号に掲げる漁業を営む者にあっては船舶の許可番号を、同条第10号に掲げる漁業を営む者にあっては船舶の漁船登録番号を記載すること。 ４　（略）	⑷　第11条第４号又は第６号に掲げる漁業を営む者の場合 （表略） 〔備考〕 １　（略） ２　（略） ３　船舶の許可番号又は漁船登録番号の欄には、第11条第４号に掲げる漁業を営む者にあっては船舶の許可番号を、同条第６号に掲げる漁業を営む者にあっては船舶の漁船登録番号を記載すること。 ４　（略）
⑹　第11条第７号に掲げる漁業を営む者の場合 （略）	⑸　第11条第５号に掲げる漁業を営む者の場合 （略）

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令による改正後の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第十三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の表第一号の項中「十日」とあるのは、「末日」とする。